

○鳥取市佐治町和紙生産伝習施設の設置及び管理に関する条例

平成16年9月30日

鳥取市条例第66号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、鳥取市佐治町和紙生産伝習施設の設置及び管理並びに利用料金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び名称)

第2条 地域の特産民芸品の発展と観光の振興を図るため、鳥取市佐治町和紙生産伝習施設（以下「和紙生産伝習施設」という。）を鳥取市佐治町福園に設置する。

(指定管理者による管理)

第3条 和紙生産伝習施設の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に和紙生産伝習施設の管理を行わなければならない。

(本条…追加〔平成17年条例75号〕)

(指定管理者の業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 和紙生産伝習施設の利用に関する業務
- (2) 和紙生産伝習施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、和紙生産伝習施設の管理上市長が必要と認める業務

(本条…追加〔平成17年条例75号〕)

(利用の許可等)

第5条 和紙生産伝習施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項に規定する利用の許可に、和紙生産伝習施設の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(1・2項…一部改正・旧3条…繰下〔平成17年条例75号〕)

(利用の許可の基準)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、和紙生産伝習施設の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、和紙生産伝習施設の管理上支障があると認めるとき。

(本条…一部改正・旧4条…繰下〔平成17年条例75号〕、本条…一部改正〔平成24年条例2号〕)

(利用料金)

第7条 和紙生産伝習施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(1・2項…一部改正・旧6条…繰下〔平成17年条例75号〕)

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(本条…一部改正・旧7条…繰下〔平成17年条例75号〕)

(利用料金の不返還)

第9条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の

承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(本条…追加〔平成17年条例75号〕)

(利用の許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、和紙生産伝習施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、和紙生産伝習施設の利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (3) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、和紙生産伝習施設の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めたとき。

(本条…一部改正・旧8条…繰下〔平成17年条例75号〕)

(行為の制限等)

第11条 和紙生産伝習施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
- (4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、和紙生産伝習施設の管理上支障があると認められる行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止又は和紙生産伝習施設からの退去を命ずることができる。

(2項…一部改正・旧9条…繰下〔平成17年条例75号〕)

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、その利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(旧10条…繰下〔平成17年条例75号〕)

(目的外利用等の禁止)

第13条 利用者は、和紙生産伝習施設を許可に係る利用目的以外に利用し、又はその利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(旧11条…繰下〔平成17年条例75号〕)

(損害賠償)

第14条 和紙生産伝習施設の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。

2 第10条の規定に基づく利用の許可の取消し等によって利用者が被った損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(2項…一部改正・旧12条…繰下〔平成17年条例75号〕)

(職員の立入り)

第15条 利用者は、和紙生産伝習施設を管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(旧13条…繰下〔平成17年条例75号〕)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(旧14条…繰下〔平成17年条例75号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に佐治村和紙生産伝習施設の設置及び管理に関する条例

(平成7年佐治村条例第29号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成17年9月30日条例第75号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の鳥取市佐治町和紙生産伝習施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の鳥取市佐治町和紙生産伝習施設の設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成24年3月22日条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用の許可の申請その他鳥取市佐治町和紙生産伝習施設の事業の実施について必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和7年9月25日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鳥取市佐治町和紙生産伝習施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべき利用料金について適用し、施行日の前日までに納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現になされている利用の許可に係る利用料金及び施行日の前日までの利用により施行日以後に納付すべき義務が生じる利用料金については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

（本表…全部改正〔令和3年条例14号〕、一部改正〔令和7年条例43号〕）

1 体験料

区分	金額
紙すき体験	1人1回につき1,000円

2 施設利用料

区分	金額
創作休憩室	1時間につき500円
備考 1時間未満は、1時間とする。	

○鳥取市佐治町和紙生産伝習施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成16年10月29日

鳥取市規則第52号

(目的)

第1条 この規則は、鳥取市佐治町和紙生産伝習施設の設置及び管理に関する条例(平成16年鳥取市条例第66号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(休館日及び開館時間)

第2条 鳥取市佐治町和紙生産伝習施設(以下「和紙生産伝習施設」という。)の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、条例第3条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を受けてこれを変更することができる。

(1) 休館日

ア 水曜日

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日(アに掲げる日を除く。)

(2) 開館時間 午前9時から午後5時まで

(本条…一部改正〔平成18年規則9号〕)

(施設、設備、器具等のき損又は滅失の届出)

第3条 和紙生産伝習施設の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、直ちに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(本条…一部改正・旧7条…繰上〔平成18年規則9号〕)

(委任)

第4条 この規則で定めるもののほか、和紙生産伝習施設の管理に関し必要な事項は、指定管理者が別に定める。

(本条…一部改正・旧8条…繰上〔平成18年規則9号〕)

附 則

この規則は、平成１６年１１月１日から施行する。

附 則（平成１８年３月８日規則第９号）

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。